

## 軽自動車税(種別割)減免【身体障害者等】のお知らせ

佐世保市では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等をお持ちの方(以下「身体障がい者等」といいます。)で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている軽自動車等について、軽自動車税(種別割)の減免を行っています。

申請期間

4月2日 ~ 5月31日 (土日・祝日除く)

### 申請に必要なもの

必ず必要なもの

◎減免申請書

◎身体障害者手帳等

◎運転者の運転免許証

◎車検証

※令和6年1月以降に交付された電子車検証については、電子車検証に加えて自動車検査証記録事項(有効期限の満了する日がわかるもの)の添付が必要です。

場合により必要となるもの

○「通院証明書」または「通所・通学証明書」  
(身体障がい者等と運転者が異なる場合。)

○納税通知書(5月中旬送付予定)  
(送付前の場合は提出不要です。)

○自立支援医療受給者証  
(精神障害者手帳の場合のみ)

### 注意事項

◇減免を適用できるのは、身体障がい者等一人につき、普通自動車を含めて1台のみです。

◇対象の軽自動車税(種別割)を納付済みの場合は、減免対象外となります。納税通知書が届いた際は、ご納付をせずに、申請書類とあわせてご持参ください。

### 申請・お問い合わせ先

佐世保市役所 資産税課  
軽自動車税窓口  
TEL 0956-24-1111

減免適用条件については裏面の減免要件をご確認ください。

## 減免要件

区分	納税義務者	運転者	使用目的
本人運転 (身体障がい者等が自ら運転する場合)	「身体障がい者等本人」 または 「身体障がい者等と生計を一にする者」	「身体障がい者等本人」	特に問いません。
家族運転 (身体障がい者等のために生計を一にする者が運転する場合)	「身体障がい者等と生計を一にする者」	「身体障がい者等と同一生計の者」	専ら身体障がい者等の通学・通所・通院・生業のため
常時介護者運転 (身体障がい者等のみで構成される世帯で、身体障がい者等を常時介護する者が身体障がい者等が所有する車両を運転する場合)	「身体障がい者等本人」	「身体障がい者等を常時介護する者」	

障害の区分		障害の程度		
		本人運転	家族運転・常時介護者運転	
身体障がい者手帳	視覚障害	1級～3級 ・ 4級の1	1級～3級 ・ 4級の1	
	聴覚障害	2級 ・ 3級	2級 ・ 3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出の音声機能障害に限る)		
	上肢不自由	1級 ・ 2級	1級 ・ 2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級 ・ 5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級 ・ 2級	1級 ・ 2級
		移動機能	1級～6級	1～3級
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級 ・ 3級	1級 ・ 3級	
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症(喉頭摘出の音声機能障害に限る)		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症 ・ 第1款症～第3款症(旧第3款症は対象外)	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症 ・ 第1款症～第3款症(旧第3款症は対象外)	特別項症～第4項症	
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度(A1 ・ A2)	重度(A1 ・ A2)		
精神障害者保険福祉手帳	1級(自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く)	1級(自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く)		